

【指摘事項】に係る措置・対応状況

- 1 監査種別 令和2年度第2回定期監査（令和2年12月1日報告）  
 2 対象部局 こども部、農林部、会計課

該当所属	監査の結果（指摘事項）	措置・対応状況の別	内 容
1 保育課 (こども育成課)	<p><b>1 収入事務について</b>  <b>(1) 現金取扱事務</b>  <b>現金等出納簿の記録が適切でないものがあった。</b>                      現金を保管しようとするときは、郡山市財務規則第48条第6項の規定により、現金等出納簿（第36号様式）又はこれらに類するものにより、他の出納員等の照合を受け、確認の認印を受けなければならないが、これらを受けていないものがあった。                      併せて、同規則第142条の規定により、出納員等は、現金等出納簿又はこれに類するものを備え、その所掌に係る収入、支出、受入れ又は払出しについて、所定の事項を記載して整理しなければならないが、様式の一部を削除して使用していた。                      以上に加え、現金等出納簿を払い込みごと</p>	措置 (完了)	<p>指摘のあった現金取扱事務については、財務規則に対する理解が不十分だったことが原因であります。                      現金等出納簿の趣旨に照らし、規定様式のとおり一葉の現金等出納簿を手書きにて作成し、保管金が発生した場合にも、その都度、保管金額等の確認後、現金等出納簿へ内容を入し、確認者の認印を受けることとしました。</p> <p>令和3年6月7日措置通知 市長</p>
2 園芸振興センター	<p><b>2 支出事務について</b>  <b>(1) 支出一般</b>  <b>金額に誤りのある納品書及び請求書を受領し、支出命令をしているものがあった。</b>                      支出権者は、郡山市財務規則第55条第1項の規定により、支出命令の際に、納品書及び請求書を照合すべきものであるが、金額に誤りのある納品書及び請求書を受領し、支出命令をしているものがあった。</p>	措置 (完了)	<p>今般の事案は、園芸振興センターのガス料5月分の支払いにおいて、検針明細書及び見積書と納品書及び請求書との照合が不十分だったことが原因です。                      誤りのあった請求書は金額が少なく記載されていたため、その後の債権者からの不足分の請求に基づき、速やかに支払いをいたしました。                      今後は、担当者、係員及び決裁権者が、それぞれ、検針明細書、見積書、納品書及び請求書を照合し確認して支出命令を行うことにより適正な事務の執行に努めてまいります。</p> <p>令和3年6月7日措置通知 市長</p>
3 中野保育所	<p><b>(2) 旅費支出事務</b>  <b>ア 県内旅費を翌月に支給していないものがあった。</b>                      県内旅費については、郡山市職員等の旅費取扱規則第19条の規定により、当該月分を翌月に支給することとなっているが、支給していないものがあった。</p>	措置 (完了)	<p>指摘のありました旅費支出事務につきましては、速やかに支給いたしました。                      指摘事項は、旅費支出事務を担当職員が一人で行い、チェック体制が不十分だったことが原因であり、指摘があった以降の事務につきましては、保育所内の複数の職員で事務を担当し、相互に確認を行うとともに、毎月の支出状況についても確認を行うよう改めました。                      今後も、再発防止に努めてまいります。</p> <p>令和3年6月7日措置通知 市長</p>
4 成田保育所	<p><b>イ 旅行命令書を作成せず、旅費を支給していないものがあった。</b>                      旅行命令権者は、旅行命令等を発する場合は、郡山市職員等の旅費に関する条例第4条第4項及び第5項の規定により、旅行命令書に当該旅行に関する事項を記載し、これを旅行者に提示して行わなければならないが、旅行命令書を作成していないものがあった。                      併せて、県内旅費については、郡山市職員等の旅費取扱規則第19条の規定により、当該月分を翌月に支給することとなっているが、支給していなかった。</p>	措置 (完了)	<p>指摘のありました旅費支出事務につきましては、速やかに旅行命令書を作成し、これに基づく旅費を支給いたしました。                      指摘事項は、旅行前の旅行命令作成の徹底がなされておらず、また、旅費支出事務を担当職員が一人で行い、チェック体制が不十分だったことが原因であり、指摘があった以降の事務につきましては、事前の旅行命令書作成及び保育所内の複数の職員による確認を徹底するよう改めました。                      今後も、再発の防止に努めてまいります。</p> <p>令和3年6月7日措置通知 市長</p>

該当所属	監査の結果（指摘事項）	措置・対応状況の別	内 容
5 保育課 （こども育成課）	<p><b>(3) 委託料支出事務</b>  <b>契約の定めのない前金払をしているものがあつた。</b>  支出権者は、郡山市財務規則第55条第1項の規定により、契約書等に基づいて内容等を調査し、適正であると認めるときは支出命令をすべきものであるが、契約の定めがないまま前金払をしているものがあつた。</p>	措置 (完了)	<p>契約書に定めのない委託料の前払いを行っていた件につきましては、令和2年度の給食放射能物質検査業務に付随する食材等調達業務の契約に際し、委託料の前払条項を記載すべきことを失念し、また、課内においても確認を怠ったことから、前金払いの定めがない契約書を受注者と取り交わしておりました。  今年度の契約の際には、複数の職員で確認することを徹底し、実態に沿った契約書を作成いたしました。  今後も、適正な契約事務の執行に努めてまいります。</p> <p>令和3年6月7日措置通知 市長</p>
6 こども家庭支援課 （こども支援課）  保育課 （こども育成課）	<p><b>3 契約事務について</b>  <b>(1) 契約締結事務</b>  <b>ア 契約書記載事項の遅延利息について適切でないものがあつた。</b>  契約の相手方の責めに帰すべき履行遅滞による遅延利息については、郡山市契約規則第12条第1項の規定により、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率としなければならないが、異なる率で契約を締結しているものがあつた。</p>	措置 (完了)	<p><b>こども家庭支援課（こども支援課）</b>  指摘のあつた契約事務については、契約書作成時の確認と起案回議時のチェック機能が不十分だつたことが原因であります。  今年度は、複数名による内容確認とチェック体制のもと、正しい遅延利息の率で契約いたしました。  今後も、根拠法令に基づき、適正な事務を執行してまいります。</p> <p><b>保育課（こども育成課）</b>  誤つた遅延利息の表示で契約していた件につきましては、受注者との契約に際し、遅延利息率の訂正を失念したことから、誤つた遅延利息率が記載された契約書を取り交わしておりました。  このことについて、速やかに市及び受注者双方の契約書を訂正しました。  指摘があつた以降の事務につきましては、契約書を作成する際は複数の職員で確認することを徹底し、再発防止に努めております。</p> <p>令和3年6月7日措置通知 市長</p>
7 こども家庭支援課 （こども支援課）	<p><b>イ 見積合せ時点と異なる条件で契約を締結しているものがあつた。</b>  見積合せ時点で、契約代金の支払の時期等の契約条件は、見積合せの通知に明示されているが、見積合せ時点と異なる条件で契約を締結しているものがあつた。</p>	措置 (完了)	<p>指摘のあつた契約事務については、見積合せの通知内容と契約内容の確認及び起案回議時にチェック体制が不十分だつたことが原因であります。  今年度は、見積合せの通知内容と契約書の内容が一致するよう契約時に複数名による確認を徹底いたしました。  今後も、再発防止のため、複数名による内容確認とチェック体制のもと、適正な事務を執行してまいります。</p> <p>令和3年6月7日措置通知 市長</p>
8 総合地方卸売市場 管理事務所	<p><b>ウ 見積徴取時点と異なる条件で契約を締結しているものがあつた。</b>  見積徴取時点で、契約代金の支払の時期等の契約条件は、見積徴取通知に明示されているが、見積徴取時点と異なる条件で契約を締結しているものがあつた。</p>	措置 (完了)	<p>自家用電気工作物保安管理業務に係る契約締結につきましては、随意契約相手方である一般財団法人東北電気保安協会福島事業部から支払方法を前払いとすることで5%の割引率が適用されることとなっておりましたが、誤って見積徴取通知文に後払いと記載してしまいました。  契約締結事務につきましては、今年度から契約したい条件に沿った記載内容で通知し、明示した条件で契約締結いたしました。  なお、今後は、複数人での書類確認を徹底すると共に、再発防止及び適正な事務処理に努めてまいります。</p> <p>令和3年6月7日措置通知 市長</p>
9 園芸畜産振興課	<p><b>エ 契約保証金免除の事由を明らかにした書類を作成していないものがあつた。</b>  契約を締結するときは、地方自治法施行令第167条の16第1項の規定により、契約を締結する者に契約保証金を納めさせなければならない。併せて契約保証金の全部又は一部を免除する場合には、郡山市契約規則第8条第2項の規定により、その事由を明らかにした書類を作成しなければならないが、事由を明らかにした書類を作成せず免除しているものがあつた。</p>	措置 (完了)	<p>今般の事案は、年度初めに契約を締結した鯉養殖IoT導入プログラム業務委託について、相手方が契約規則第8条第1項の規定の契約保証金免除に該当する事由に合致することを確認しておりましたが、その事由を記載することを失念し、決裁に至る過程においてもそれぞれの段階で十分なチェック機能が働かず未記載であることを見落としてしまったことが原因です。  指摘のあつた点については、課内で指摘内容の情報共有を図るとともに、複数人で書類への記載・添付漏れ等がないことを確認することとし、今年度の契約については契約保証金免除の事由を明示いたしました。  今後も、根拠法令に基づき適正な事務処理に努めてまいります。</p> <p>令和3年6月7日措置通知 市長</p>